

○国土交通省令第一号  
環境省

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行に伴い、並びに浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十二条の五第二項第三号及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令  
の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令  
本則に次の二条を加える。

（設置計画に定める事項）

第五条 法第十二条の五第二項第三号の規定による国土交通省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十二条の五第一項に規定する浄化槽（以下この条及び次条において単に「浄化槽」という。）ごとに、放流先又は放流方法

二 浄化槽ごとに、着工予定年月日

三 浄化槽ごとに、使用開始予定年月日

四 市町村が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合においては、当該浄化槽ごとに、当該施設の概要

（設置計画の協議の申出）

第六条 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による設置計画の協議の申出は、設置計画を記載した書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる書類（設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付した申出書を都道府県知事及び特定行政庁に提出して行うものとする。

一 浄化槽ごとに、当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積を記

## 載した書類

二　浄化槽ごとに、処理対象人員及び算出根拠を記載した書類

三　浄化槽ごとに、工事を行う予定の浄化槽事業者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書類

四　浄化槽ごとに、付近の見取図

五　浄化槽が法第十三条第一項又は第二項の規定による認定を受けていない場合においては、当該  
浄化槽ごとに、構造図、仕様書及び処理工程図

## 附 則

この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。